

三条市 パートナーシップ制度 ファミリーシップ制度

三条市では市民一人一人の個性や多様な生き方を尊重し、性別に捉われることなく、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指しています。

パートナーシップ制度はあなたの大切な人を人生のパートナーとして、ファミリーシップ制度はその関係を理解し、協力し合う「家族」の関係として宣誓したことを市が証明する制度です。

宣誓できる方

パートナーシップ制度

次の全てに該当する方

- ①双方が戸籍上同性である
- ②双方が成人である
- ③いずれかが三条市内に住所を有する
(または転入を予定している)
- ④ほかの方と婚姻関係やパートナーシップ等の関係にない
- ⑤双方が近親者でない

ファミリーシップ制度

次の全てに該当する方

- ①パートナーシップにある方の一方又は双方の子（実子又は養子）を含めた近親者である
 - ②パートナーシップにある方の一方又は双方がファミリーシップ対象の方と生計が同一である
- ※上記要件に合致するか不明な場合は、個別にご相談ください。

宣誓について

本籍地のある自治体の戸籍抄本（謄本）や住所がある自治体の住民票・独身証明書など、必要書類を揃えて宣誓→書類審査→宣誓証明書の受け取りとなります。

※本籍地が三条市、住所が三条市内の場合にはそれぞれを省略することができます。窓口で宣誓される方はパートナーシップ・ファミリーシップのいずれも本人に限ります。

三条市パートナーシップ宣誓証明書

ここに、三条市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度実施要綱に基づき、右のとおりパートナーシップの宣誓をされたことを証明します。

宣誓をした方	氏名	氏名
(通称名)	(通称名)	(通称名)
生年月日	生年月日	生年月日
住所	住所	住所

これからの人生パートナーとして支えあうお二人のご多幸を祈念します。

三条市
SANJO CITY

第 号
宣誓 令和 年 月 日
交付 令和 年 月 日

三条市長 滝沢 亮

三条市ファミリーシップ宣誓証明書

ここに、三条市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度実施要綱に基づき、右のとおりファミリーシップの宣誓の対象となる方を証明します。

パートナーシップの宣誓をした方		ファミリーシップの宣誓の対象となる方	
氏名	氏名	氏名	氏名
(通称名)	(通称名)	(通称名)	(通称名)
生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
住所	住所	住所	住所

これからの人生パートナーとして支えあうお二人のご多幸を祈念します。

三条市
SANJO CITY

第 号
宣誓 令和 年 月 日
交付 令和 年 月 日

三条市長 滝沢 亮

三条市

パートナーシップ制度 ファミリーシップ制度

で利用できるサービス

パートナーの方も保育所・園
の入所申込等ができます

申請先
子育て支援課
(三条市役所栄庁舎)

住民票の続柄の表記を
「縁故者」に変更できます

届出先
・市民総合窓口
(三条市役所本庁舎)
・栄サービスセンター
(三条市役所栄庁舎)
・下田サービスセンター
(三条市役所下田庁舎)

パートナーやファミリー
も世帯員の住民票を取得
できます

申請先
・市民総合窓口
(三条市役所本庁舎)
・栄サービスセンター
(三条市役所栄庁舎)
・下田サービスセンター
(三条市役所下田庁舎)

パートナーやファミリー
も市営住宅の入居対象に
なります

申請先
福祉課
(三条市役所本庁舎)

パートナーやファミリー
が障がいのある方のため
に運転する場合、軽自動
車税の減免申請できます

申請先
税務課
(三条市役所本庁舎)

【お問合せ先】

三条市市民部地域経営課地域振興係
〒955-0083 三条市本町3丁目1番4号

TEL:0256-34-5624

FAX:0256-33-5732

MAIL:chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp